

水林総第 336 号
令和2年(2020年)6月11日

各(総合)振興局産業振興部水産課長 様
各(総合)振興局産業振興部林務課長 様
各(総合)振興局森林室森林整備課長 様

水産林務部総務課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の
対応について

このことについて、令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことに伴い、別紙のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありました。

北海道においては、解除後の取り組みとして従来の行動スタイルを変容し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践に取り組む「新北海道スタイル」を社会全体に定着させていく必要があります。

そのため、水産林務部発注の工事等の対応につきましても、この定着に取り組むため、次の事項について対応をお願いいたします。

なお、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る工事等の対応について」(令和2年5月19日付け水産林務部総務課長事務連絡(令和2年6月11日更新))等の通知により、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

また、受注者(受託者)に対しては、今後の契約時において周知文書(令和2年4月14日付け水林総第103号通知)のほか、国の示した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を併せて配布していただき、感染予防の対応について周知をお願いいたします。

記

- 1 受注者等に対し、国の示した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知を図り、施工等に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、指導すること。

(管理係)

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要性があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月8日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切なご対応を宜しく願います。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4月8日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対

応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。